

法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会 第1回会議配布資料	23
--------------------------------	----

性犯罪の親告罪に関する主要国の法制度の概要

性犯罪の親告罪に関する主要国の法制度の概要

1 アメリカ（州法）

ミシガン州、ニューヨーク州及びカリフォルニア州については、性犯罪に関する親告罪制度は不見当。

なお、サウスカロライナ州については、「配偶者による性的暴行に関し、配偶者を訴追するためには、30日以内に相当な法執行機関に対して申告をしなければならない。」旨の規定がある（サウスカロライナ州法第16編第3章第615条(B)）。

2 イギリス（イングランド・ウェールズ）

親告罪制度は存在しない。

3 フランス

親告罪制度はあるが（注）、性犯罪は非親告罪。

（注）フランス刑法上、私的生活の侵害罪（第226-1条（被害者の私的な会話を無断で録音して第三者に伝播する行為等））等が親告罪とされている。

4 ドイツ

親告罪制度はあるが（注）、強姦罪等の性犯罪は非親告罪。

性犯罪で親告罪とされているのは、21歳を超える者による16歳未満の者に対する性的虐待罪（刑法第182条第3項）のみ（同条第5項）。もともと、刑事訴追について特別な公の利益があるために刑事訴追機関が職権による介入が必要と考えるときは、この限りではない（同項）。

（注）ドイツ刑法上、住居侵入罪（第123条）、侮辱罪（第185条）等が親告罪とされている。

5 韓国

親告罪制度はあるが（注）、性犯罪は非親告罪。

（注）韓国刑法上、侮辱罪（第311条）等が親告罪とされている。